

改正

令和4年7月29日条例第44号

令和5年3月31日条例第2号

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設を提供することにより、道路交通の円滑化を図るため、沖縄県樋川立体駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 駐車場の位置は、那覇市樋川2丁目10番10号とする。

(駐車場の管理)

第3条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第9条及び第10条の規定による利用料金の収受に関する業務、第11条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務、第12条の規定による利用料金の減免に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）に対する誘導及び案内に関する業務その他の駐車場の施設の利用に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に駐車場の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、駐車場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条第1項の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(供用時間)

第8条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、入場し、又は出場することができる時間は、規則で定める時間とする。

(利用料金等)

第9条 利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数駐車券（プリペイドカード（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により記録されている金額に应ずる対価を得て発行されるカードで、利用料金の納付のために使用することができるものをいう。）を含む。）及び定期駐車券を発行することができる。この場合において、回数駐車券の額は、利用料金の額から1割を減じた額とする。

3 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗

じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

5 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の納付時期)

第10条 利用者は、駐車場から自動車を出場させる際に利用料金を納めるものとする。ただし、回数駐車券及び定期駐車券による利用料金については、これらの発行を受ける際に納めるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を別に定める期日に収受することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合には、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、駐車場を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償等)

第14条 利用者は、その利用に際し、駐車場の施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行す

る。

(令和2年4月規則第37号で、同2年5月1日から施行)

(準備行為)

- 2 第3条第2項の規定による回数駐車券及び定期駐車券の発行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条及び第4条の規定の例により行うことができる。

附 則 (令和4年7月29日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (令和5年3月31日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

区分	基準額
普通駐車 (普通自動車に限る。)	1台1時間につき 300円 (利用時間が2時間を 超え12時間までの場合にあつては、700円)
定期駐車券による駐車 (普通自動車に限る。)	1台1月につき 10,000円

備考

- 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号) に規定する普通自動車をいう。
- 駐車場の利用時間が12時間を超える場合にあつては、12時間ごとにこの表に掲げる基準額 (普通駐車に限る。) を算出し、これらの額を合算した額とする。